

令和3年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：令和3年6月28日（月） 14時から

場所：桜井市役所 本庁舎2階 大会議室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 笹谷 清治

3. 議 事

1. 令和2年度 事業報告について

- ・資料1 コミュニティバス利用実績について
- ・資料2 予約型乗合タクシー利用実績について

2. 令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業について

- ・資料3 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

3. 市の公共交通再編について

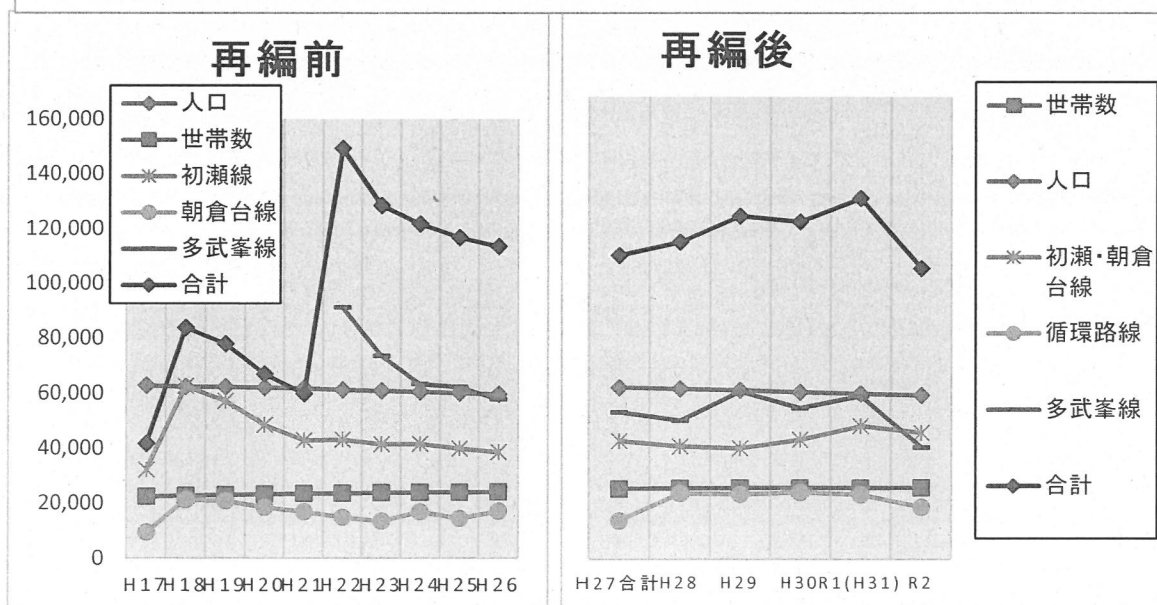
- ・資料4 コミュニティバス西北部循環線の再編と穴師・江包区へのデマンドタクシーの導入について
- ・資料5 桜井市デマンド型乗合タクシールート概要図（西北部）

コミュニティバス利用実績について

年度	人口	世帯数	輸送量			
			初瀬線	朝倉台線	多武峯線	合計
H17	62,876	22,465	32,243	9,466		41,709
H18	62,408	22,746	62,567	21,266		83,833
H19	62,246	23,023	57,106	20,807		77,913
H20	61,991	23,222	48,477	18,484		66,961
H21	61,799	23,484	42,901	16,937		59,838
H22	61,187	23,569	43,166	14,938	91,200	149,304
H23	60,867	23,809	41,488	13,462	73,491	128,441
H24	60,501	23,969	41,596	16,861	63,256	121,713
H25	60,016	23,969	39,905	14,449	62,322	116,676
H26	59,601	24,126	38,634	17,061	57,712	113,407
H27.～5月	59,316	24,389	5,620	2,882	9,633	18,135
H27.6 再編			初瀬・朝倉台線	循環路線	多武峯線	合計
H27.6月～	59,316	24,389	32,411	13,282	41,172	86,865
H27合計	59,316	24,389	40,913	13,282	50,805	105,000
H28	58,889	24,532	38,968	22,799	47,900	109,667
H29	58,386	24,629	38,362	22,438	57,909	118,709
H30	57,705	24,641	41,275	23,130	52,268	116,673
R1(H31)	57,139	24,696	46,034	22,351	56,418	124,803
R2	56,643	24,833	43,758	18,025	38,698	100,481

※人口、世帯数は前年度3月31日の数値

※1 H27合計の初瀬朝倉台線の輸送者数は、H27年6月までの初瀬線・朝倉台線と、H27年6月からの初瀬朝倉台線の合計
 ※2 H29循環路線合計の輸送者数は、H29年6月までの北循環路線と、西北部循環路線・南循環路線の合計



比較のため、H27全体数を併記

※平成17年コミュニティバスは10月から半年間の運行

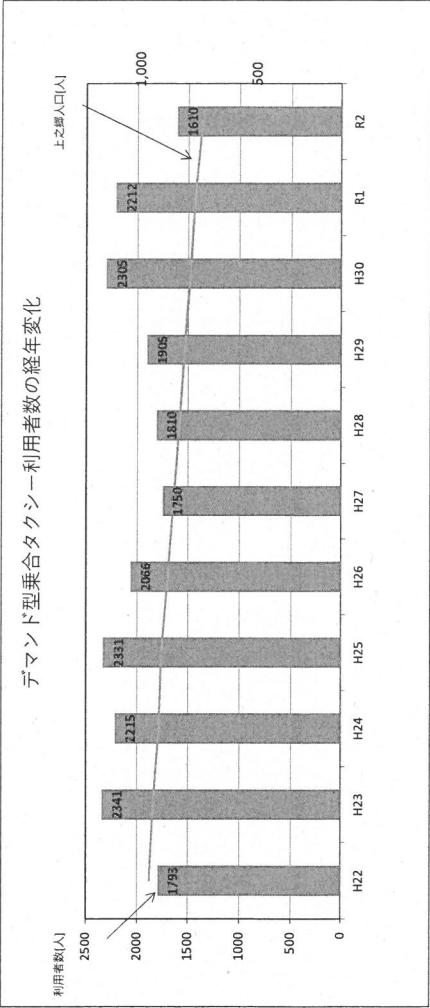
令和元,2年度 上之郷デマンド型乗合タクシー利用実績

	R2		R1
	乗車数	うち1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者	乗車数 うち1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者
利用者合計人数[人]	1,610	204	295
(月曜日)	449	57	95
(火曜日)	263	38	29
(水曜日)	268	51	65
(木曜日)	206	25	65
(金曜日)	280	25	35
(土曜日)	144	8	6

	時刻	R2	R1
便毎の平均乗車人員 [人/便]	9:00	3.1	4.1
	10:00	1.4	1.4
	12:00	1.9	1.9
	13:00		
	14:00	2.0	1.2
便毎の予約率[%]	16:00	1.2	1.2
	9:00	91.8%	96.2%
	10:00	66.0%	53.5%
	12:00	78.7%	68.8%
	13:00		
	14:00	63.0%	86.5%
	16:00	67.5%	85.0%

運行日数[日]		283	288
運行台数[台] (うち市役所)		805	25
	予約便[便]	736	812
予約の無い便[便]		281	203
予約率[%]		72.4%	80.0%
1便毎の平均乗車人数[人/便]		2.2	2.7
1台毎の平均乗車人数[人/台]		2.0	2.3

	R2年度	R1年度
運行経費[円]	4,311,200	5,096,580
運賃収入[円]	762,200	1,043,000
収支差額[円]	3,549,000	4,053,580
国庫補助金[円]	593,000	806,000



令和元、2年度 高家デマンド型乗合タクシー利用実績

	R2		R1	
	乗車人数	うち、1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者	乗車人数	うち、1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者
利用者合計人数[人]	88	0	101	5
(火曜日)	45	0	45	0
(金曜日)	43	0	56	5

運行日数[日]	99	103
実運行日数[日]	67	70
運行台数[台]	85	94
予約便[便]	85	94
予約の無い便[便]	221	218
予約率[%]	27.8%	30.1%
1便毎の平均乗車人数[人/便]	1.0	1.1
1台毎の平均乗車人数[人/台]	1.0	1.1

運行経費[円]	¥	226,950	¥248,580
運賃収入[円]	¥	26,400	¥29,300
収支差額[円]	¥	200,550	¥219,280

	時刻	R2	R1
便毎の総乗車人員[人/便]	9:00	21	32
	13:00	53	45
	15:00	14	24
便毎の平均乗車人員[人/便]	9:00	1.2	1.1
	13:00	1.0	1.0
	15:00	1.0	1.0
便毎の予約率	9:00	18.0%	26.9%
	13:00	53.0%	41.3%
	15:00	14.0%	22.1%

項目	R2	R1
交付件数[件]	128	128
既利用者数[人]	6	8
うち10回未満利用者[人]	5	4
うち10回以上利用者[人]	1	4

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月 日

（名 称） 桜井市地域公共交通活性化再生協議会
 （代表者名） 会長 笹谷 清治

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

第2次桜井市地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通空白地域の解消や買い物・通院、通学などの生活交通の確保を目的とし、桜井市内を運行対象とする「桜井市コミュニティバス」3路線（初瀬・朝倉台線、循環路線、多武峯線）、ならびに桜井東部の上之郷地域（初瀬川上の一部（初瀬715番地以北）を含む、以下省略）における「デマンド型乗合タクシー」を運行し、地域住民の利用促進を積極的に図り、運行事業計画の改善をしながら、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

(2) 必要性

本市の地域公共交通システムを確保するためには、基幹路線である鉄道・路線バスと、地域内路線（フィーダー機能を含む）であるコミュニティバス・デマンド型乗合タクシーなどの運行が必要である。

コミュニティバスは、市内在住の方の生活交通の確保及び通学のための交通手段として運行している。また、桜井市に来訪された方の観光路線としても利用されている。

デマンド型乗合タクシーは、公共交通空白地域である桜井東部の上之郷地域における生活交通の確保のために、鉄道駅や総合病院のある桜井市中心市街地を結び、高齢者等の通院などの手段として利用されている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。

- | | |
|------------|--------|
| ① 初瀬・朝倉台線 | 4.4人/便 |
| ② 循環路線 | 4.0人/便 |
| ③ 多武峯線 | 7.3人/便 |
| ④ デマンドタクシー | 2.7人/便 |

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、前年度並みの目標設定とする。ただし、感染拡大収束後は本目標値にとらわれず利用促進に努めるものとする。

(2) 事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

2. に掲げた目標を達成するためには地域住民の利用を促進する取り組みが必要不可欠であり、そのためにコミュニティバスの概要や路線図、時刻表を網羅したパンフレットの全戸配布やデマンドタクシー利用案内の対象地域での全戸配布を実施する。また、コミュニティバス等の沿線にある公共施設や買い物施設等でもパンフレットの配布や利用啓発を実施する。 さらに、公共交通をこれからも維持・存続していくために、積極的に公共交通機関を利用する趣旨の啓発活動に積極的に取り組む。 これらは、運行主体である桜井市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者 桜井市から運行事業者に対して、運賃収入及び国庫補助金額を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 申請番号 1～7：奈良交通株式会社 申請番号 8：日の丸交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】 該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表5のとおり

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

バリアフリー対応率、車両サービス水準の向上、老朽車両の置き換えによる車両故障の軽減等を目的に、計画的な車両更新を進める。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。

- ①初瀬・朝倉台線 4.4人/便
- ②循環路線 4.0人/便
- ③多武峯線 7.3人/便
- ④デマンドタクシー 2.7人/便

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、前年度並みの目標設定とする。ただし、感染拡大収束後は本目標値にとらわれず利用促進に努めるものとする。

(2) 事業の効果

桜井市コミュニティバスの使用車両7両のうち1両が更新される。当該路線のノンステップバス導入率が約76.5%（運行回数比）に向上することで、バリアフリー対応が向上する。老朽化に伴う車両故障リスクが軽減される。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

奈良交通株式会社

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成31年 1月30日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
今後の市公共交通再編について
- ・平成31年 4月25日 平成30年度事業報告について
市公共交通再編について
- ・令和 元年 6月27日 地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画について
市公共交通再編について
- ・令和 2年 1月10日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（書面開催）
- ・令和 2年 4月30日 令和2年度生活交通確保維持改善計画の変更申請について
桜井市コミュニティバスのダイヤ改正について（書面報告）
- ・令和 2年 7月 6日 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について
令和3年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について（書面開催）
- ・令和 2年10月29日 書面決議結果等の報告について
令和元年度事業報告について
市公共交通再編について
- ・令和 3年 1月12日 令和2年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）
の事業評価（自己評価）について（書面開催）
- ・令和 3年 6月28日 令和2年度事業報告について
令和4年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）
について
市公共交通再編について

21. 利用者等の意見の反映状況

利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々1名参加していただき、その意見を事業に反映している。

22. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	桜井市（会長）
関係都道府県	奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課
交通事業者・交通施設管理者等	奈良交通（株）、（公社）奈良県バス協会、奈良県交通運輸産業労働組合協議会、西日本旅客鉄道（株）王寺鉄道部、近畿日本鉄道（株）榛原駅、（一社）奈良県タクシー協会、（一社）奈良県タクシー協会桜井部会、奈良県中和土木事務所、桜井警察署
地方運輸局	近畿運輸局奈良運輸支局
その他協議会が必要と認める者	桜井市自治連合会、（福）桜井市社会福祉協議会、桜井市老人クラブ連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	奈良県桜井市粟殿 4 3 2 - 1
(所 属)	桜井市役所 市長公室 行政経営課
(氏 名)	吉田 尚平
(電 話)	0744-42-9111 (内線 256)
(e-mail)	gyoseikeiei@city.sakurai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			基準で該 当する要件 (別表7の み)
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	
桜井市	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3467.0回		路線定期 運行	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運 行する補助対象地 域間幹線系統「天 理桜井線」と接続 (近接)	③
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	865.0回		路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期 運行	①		③
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復 循環	362日	2172回		路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復 循環	362日	1332回		路線定期 運行	①		③
	日の丸交通(株)		(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和 病院		294日	970回		区域運行	①	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合、「運行系統名」は「乗用タクシー」と記載する。

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便増進特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7の み)
桜井市	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3467.0回		路線定期 運行	①	③	
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期 運行	①	③	
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	867.5回		路線定期 運行	①	③	
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期 運行	①	③	
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期 運行	①	③	
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復 循環	362日	2172回		路線定期 運行	①	③	
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復 循環	362日	1329回		路線定期 運行	①	③	
	日の丸交通(株)	(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和 病院		293日	967回		区域運行	①	③	

桜井駅停留所にて
奈良交通(株)が運
行する補助対象地
域間幹線系統「天
理桜井線」と接続
(近接)

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便増進 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			6年度	
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保		基準ホで該 当する要件 (別表7の み)
桜井市	奈良交通(株)	(1) 多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	366日	3472.5回		路線定期 運行	①	③		
		(2) 初瀬・朝倉台 A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	366日	1281.0回		路線定期 運行	①	③		
		(3) 初瀬・朝倉台 B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	366日	861.0回		路線定期 運行	①	③		
		(4) 初瀬・朝倉台 C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	366日	366.0回		路線定期 運行	①	③		
		(5) 初瀬・朝倉台 D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	366日	549.0回		路線定期 運行	①	③		
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	363日	2178回		路線定期 運行	①	③		
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	363日	1330回		路線定期 運行	①	③		
	日の丸交通(株)		(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和 病院	293日	967回		区域運行	①	③		

(注)

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桜井市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	34,249
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
奈良県地域公共交通網形成計画	平成28年3月	平成29年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表 6 車両の取得計画の概要（地域内フィーダー系統）

市区町村		バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助対象系統 名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便増進特例 措置	購入等の種別
					イ	ロ	ハ				
桜井市		奈良交通(株)	1	(1) 多武峰 (2) 初瀬・朝倉台 (3) (4) (5)	ノンステップ 型	スロープ付き	標準仕様	59			一括
			2								
			3								
			4								
			5								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ロ欄にノンステップ型又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
4. 「購入年月」については、初年度の場合については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要（地域内ファイダー系統）

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補助対象系統 名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便増進特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
桜井市	奈良交通(株)	1	(1) 多武峰 (2) 初瀬・朝倉台 (3) (4) (5)	ノンステップ 型	スロープ付き	標準仕様	59			一括
		2								
		3								
		4								
		5								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ونسステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号))に基づく認定を受けたもの又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

4. 「購入年月」については、初年度の場合については購入予定年月を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

コミュニティバス西北部循環線の再編と
穴師・江包区へのデマンドタクシーの導入について

これまでの経緯

利用が少ない西北部循環線の再編と、地元から要望が出ていた穴師・江包両区へのデマンドタクシー導入について、令和元年6月以降、事務局と纏向小学校区区長会との間で検討を行ってきました。また、纏向小学校区以外の沿線（大泉・大西・芝・新屋敷・東新堂・上之庄）の区長に対しても、西北部循環線の減便について説明し、ご理解をいただきました。

再編の内容

①西北部循環線の再編

平日のみ運行便の桜井駅北口 11:32 発と 14:32 発を減便し、平日 4 便（現 6 便）・休日 3 便（変更なし）のダイヤに変更

②穴師・江包区にデマンド型乗合タクシーを導入

- ・ 運行日 毎週月曜日～金曜日（土・日・祝と 12/29～1/3 は運休）
- ・ 時 間 行き 9:00 帰り 12:00 15:00
- ・ 乗 降 利用者宅 ～ イオン桜井店・桜井市役所・桜井駅北口・済生会中和病院
(資料 5 参照)
- ・ 料 金 大人 400 円（身体障害者手帳所持者は 200 円）
- ・ 対象者 穴師・江包に居住する 60 歳以上の人
(令和 3 年 3 月末時点 穴師 153 人 江包 80 人)

再編時期

令和 3 年 10 月 1 日から実施予定

桜井市デマンド型乗合タクシー ルート概要図（西北部）

江包、穴師とイオン桜井店、桜井市役所、桜井駅北口、
済生会中和病院のみで乗降可能。

